令和８年度第２回太宰府市介護保険運営協議会　議事録

日時　令和 8 年 10 月 1 日（木）18：30～19：47
場所　市役所 3 階　庁議室

【出席】
（委　員）渡邊委員・則松委員・秋吉委員・江口委員・川谷委員・鹿子生委員
　　岩男委員・芳賀委員・島﨑委員
（事務局）柳谷課長・今村課長
　　垣内係長・南利係長・糸山係長・鍋島係長・中山
（計画策定支援事業者）株式会社くまもと健康支援研究所　開田氏

【欠席】
（委　員）なし
（事務局）大谷健康福祉部長

【傍聴人】なし

議題１　太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）（案）について

太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）素案について、事務局より説明しました。

総論

【質問】ワークショップはいい取組だと思います。毎年実施しているのでしょうか。

【回答】計画を作るための意見収集の機会として、計画を策定する年に実施しています。

【質問】地域包括支援センターは、地域高齢者相談場所として重要な役割を担っていると思います。勤務先の病院に来られる人の中には、どこに相談していいのかを知らない人がいます。地域包括支援センターのことを説明していますが、より身近な場所に相談場所がある体制作りを検討していただきたいと思います。市内東西２か所ではなく、各中学校区に設置していただくことはお考えでしょうか。

【回答】そういったご意見は他でもいただいていますが、人口規模等を考えると現在の設置状況は適正だと認識しています。

【質問】将来的には中重度の人が増加する可能性があることについて、早く手を打っていかなければ、今後財政的にも介護保険料のシステムとしてもかなり厳しくなってくるのではないでしょうか。18 ページでは、この課題に対して早期の対応を図っていくという形で終わっていますので、具体的にはどのような対応をしていくのかを示す必要があるかと思います。いま主流となっているのは、50 代、60 代の人に対しての介護予防ですので、そういった内容を検討されてはいかがでしょうか。

【回答】市としても要介護となる前のさらなる予防が必要と認識しています。高齢者支援課だけでは難しい時代になってきていますので、予算などを踏まえて市全体で取組を考えていきたいと思います。

【意見】介護予備群をいかに減らしていくかが大事になってくるかと思います。社会福祉協議会でも地域と関わり合いながら取組を進めていますが、結果に結びつきにくいと感じています。市には啓発などに力を入れていただきたいと思います。

各論　第１章

【質問】34 ページに記載の「通いの場」を運営している団体について教えてください。

【回答】ひまわり会など、地域住民が主体となって活動する団体が実施しています。

【質問】地域包括支援センターが相談窓口として開かれた存在であることは非常に重要だと考えています。地域包括支援センターを必要な人が利用しやすく、早く必要な支援につながるためには、周知だけでなく、相談窓口へのアクセスを確保することも重要ではないかと考えています。土曜日の開所や商業施設等への相談窓口の設置など、相談しやすい環境づくりやアクセス確保について、市としてどのように考えていますでしょうか。

【回答】現在は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、市役所と同様の開庁時間で対応しています。開庁時間外については、「あんしんダイヤル」のフリーダイヤルで相談を受け付け、必要に応じてアドバイスを行った上で、改めて平日の開庁時間に地域包括支援センターへ連絡していただくよう案内しています。また、来所が難しい方に対しては、訪問による相談対応も行っており、ご自宅や施設等に伺って対応しています。他自治体において、大型ショッピングモール等に相談窓口を設置している事例があることは情報として把握していますが、本市では、現時点では同様の取組を実施するまでには至っていません。

【意見】土日については、現在、電話対応（あんしんダイヤル）での相談受付を行っているとのことですが、実際には、市内の福祉・介護事業所等に相談されるケースもあると思われます。その際、要介護状態など緊急性がある場合にはすぐに対応できるものの、そうでない場合には平日の地域包括支援センターの開所時間まで待って相談することになり、結果として、必要な支援につながるまでに時間を要する可能性があります。早期に相談を受け、必要な支援につなげるという観点からも、土日を含めた相談体制について、今後検討していただきたいと思います。

【質問】災害時に、高齢者の避難予定となっている場に、テントやトイレ、食料等の確保はどれくらいあるのでしょうか。

【回答】小中学校の体育館やグラウンド、公民館など、市内 79 箇所の公共施設を主な避難場所として想定し、約 100 個の簡易トイレと約 2 万 5,000 回分の凝固剤を確保しています。また、簡易トイレとは別にトイレカーを 1 台配備しており、このトイレカーには洋式トイレが 5 台、男性用の小便器が 1 台備えられています。避難所で使用するテントと備蓄食品については、個室として使用できるテントを約 150 個分、備蓄食品は約 2 万食を確保しています。これらは高齢者だけではなく、市内全体で確保している数量となりますので、実際の災害時には、災害の規模や避難者数、避難所の開設状況などに応じて、必要な場所へ配分することになると、防災安全課に確認しています。

【質問】「避難行動要支援者の支援制度」が非常に重要な取組であると考えています。実際に熊本地震の発生後、ある市町村の地域包括支援センターの支援に携わる機会がありましたが、その際、支援する側の職員が被災したことで、現行の BCP（業務継続計画）が十分に機能しない状況が生じる可能性があることを実感し、現在の計画が災害時に市職員や地域包括支援センター職員が動ける前提で策定されているのではないかと感じました。そこで、この計画は地域包括支援センターの職員等が被災して動けない状況も想定した上で、それでも支援を継続できる体制まで検討されているのか伺いたいと思います。支援者も被災して活動が困難になることを前提にした体制整備も必要だと思います。もし、仮に想定されていないのであれば、市内だけでの対応に限らず、近隣自治体との連携による相互支援体制の構築が重要だと考えます。また、実際の災害対応では、担当地区の要支援者を職員一人で把握・避難させることが困難なケースや、家族が遠方から避難者を迎えに来る事例がありました。このような経験から、災害時に支援する側が被災しても機能できる体制を事前に計画へ組み込んでおくことが重要と考えています。そのような場合を含めた災害時の支援体制について、市の考えをお伺いします。

【回答】地域包括支援センターは直営で運営しているため、行政全体の災害対応と連携しながら、運営機能を維持することを基本としています。また、過去に地域包括支援センターに勤務していた職員のうち、災害時に代替要員として対応可能な職員の名簿を作成しています。一方で、大規模災害時に実際にどの程度の人員を確保し、機能を維持できるのかについては課題があるため、現在の体制を改めて検証し、必要に応じて見直しを行うなど、関係者間で検討していきます。

【意見】熊本地震での経験を踏まえると、災害時には市職員が各避難所の対応に入るため、行政職員に大きな負担がかかることが課題となります。また、地域包括支援センター等の職員も、現場で直接支援するというより、各地域への指示や調整を担う立場となります。また、避難所に残るのは、高齢者や障害者、自宅に戻ることができない方など、継続的な福祉的支援を必要とする人が中心となることから、福祉関係が全面的に関わることになり、防災安全課ではその他の災害対応もあるため、高齢者や障害者の方々への対応まで十分に行うことは難しい状況になると思います。そのため、事前に必要数や対応方法について考えておく必要があると思います。実際に必要な設備が何個なのか、どのように対応するのか、また、誰がその地域の避難所等に行けるのかといったことについては、早い段階から市が計画することができることかと思います。災害時に実際には対応できない状況も想定した上で、どのように対応するのかという内容も BCP の中に入れていく必要があると思います。熊本地震では、避難所への段ボールベッドの配置が十分でなかったことなどから、住民から多くの苦情が寄せられたことがあり、テントや段ボールベッド等の必要な設備を各避難所にどの程度配置するのか、事前に把握しておくことが重要です。

　また、太宰府市では、大規模な避難施設が限られており、小・中学校についても、学校再開後は避難所として使用できなくなるため、避難所を縮小・移行していく際の対応をあらかじめ検討しておく必要があります。限られた避難所や設備の中で、どのように避難者を受け入れ、特に高齢者や障害者等に対して必要な支援を行うのか、具体的な対応方法を整理しておかなければ、災害時に住民からの苦情や混乱につながる可能性があります。さらに、民生委員や社会福祉協議会についても、災害時には住民から大きな期待が寄せられる一方で、過度な負担が生じることが懸念されます。そのため、災害時における役割や対応範囲をあらかじめ明確にし、体制を整えておくことが必要です。行政職員についても、災害対応が長期化し、職員が帰宅できない状況などを想定した上で、人員配置や交代体制を事前に検討する必要があります。こうしたことから、災害時の福祉的な支援体制や避難所の環境整備は福祉部門や防災部門など特定の部署だけではなく、市全体で事前に計画しておく必要があると思います。

【意見】実際に、若い方たちは床に寝ている状況でしたので、段ボールベッドについては高齢者を優先的に使用してもらうことや、電動ベッドを設置することなど、利用者の状況に応じた設備の整備についても考える必要があるのではないかと思います。災害の規模によって状況は変わってきますので、すべての状況を想定することは難しいと思いますが、少なくとも不足が生じないように事前にできる限りの準備をしておく必要があるのではないかと思います。

【意見】今回の熊本地震の際、地域包括支援センターからの要請で、民間事業者の専門職と地域の民生委員が連携した事例があります。地域包括支援センターが司令塔となり、民間事業者と役割分担として、在宅生活を継続している方の支援を行いました。民間の専門職を活用し、支援や情報収集を担ってもらうことが有効です。平時から地域の民間事業者や専門職の人材を把握し、災害時に連携して対応できる企業等をあらかじめ確保しておくことが重要かと思います。

【意見】高齢者の権利擁護について、日常的な金銭管理等において社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を活用するという記載については、基本的に問題ないと考えます。一方で、今回の法改正により、今後は認知症のない方や身寄りのない方なども対象とする新たな日常生活自立支援事業の方向性が示されており、具体的な制度の内容については今後さらに整理されるものと思われます。そのため、社会福祉協議会だけで対応することを前提とするのではなく、行政との連携や広域的な取組、さらには民間事業者の活用など、幅広い主体が関わることができる支援体制についても計画に盛り込んでいただきたいと考えます。

【意見】地域包括支援センターについては、高齢者の移動を支える地域公共交通が厳しい状況となっていることも踏まえ、日常生活圏域をどのように設定していくかを考えると、福祉サービスについてはできるだけ住民の生活に近い場所で提供できるよう、機能を分散化していくことが重要と思います。地域包括支援センターだけでなく、県の関係機関や社会福祉協議会についても、より地域に近い場所で相談や支援を受けられる体制を整えていく方向性が必要だと考えます。こうした地域に根ざした福祉機能の整備については、都市整備部門だけでは課題として捉えにくい部分もあるため、福祉部門が中心となって必要性を発信し、関係部門と連携しながら地域の実情に応じた支援体制を検討していただきたいと思います。

各論　第２章

【意見】認知症は今後、増加していくことが予想されるため、認知症が疑われる場合に、どこへ、どのように相談すればよいのかを分かりやすく周知することが重要かと思い

ます。「父親の様子がおかしいが、どこに相談すればよいのか分からない」といった相談を受けることもあります。『認知症が疑われるときは地域包括支援センターへ相談を』といった、相談先を明確に示すポスター等を各病院に掲示するなど、周知を図ってはどうでしょうか。高齢者は複数の医療機関を受診する機会も多いため、医療機関を活用した情報提供は効果的と考えます。市においても、認知症に関する相談窓口を分かりやすく周知する方法について、検討をお願いします。

議題２　その他

高齢者支援計画素案のパブリック・コメント実施について、事務局より説明しました。また、9 月の世界アルツハイマー月間に合わせて、九州国立博物館と地域包括支援センターが共同で開催した「きゅーはくオレンジフェスタ with 太宰府市地域包括支援センター」と、次回 11 月 13 日に開催予定の「オレンジひろば in きゅーはく」について報告しました。

【閉会】